

# 『平成30年度幼稚園就園奨励費補助金のご案内』

府中町教育委員会

府中町では、国からの幼稚園就園奨励費補助金を受け、質の高い幼児教育の提供と経済的負担軽減のため、幼児を私立幼稚園へ通園させている保護者に対して、保育料・入園料の一部を、各幼稚園を通して補助しています。

## 1 対象となる園児

府中町に居住（住民登録がある）し、平成30年4月1日から平成31年2月1日までの間に私立幼稚園に在園する満3歳以上の園児

## 2 申請の手続き

各幼稚園から配布される申請書に必要事項を記入の上、各幼稚園に提出してください。

また、審査では園児と同一生計者の課税状況の確認をします。未申告の場合（年末調整や確定申告をしていない場合）は至急申告手続きをしてください。

なお、申請後、世帯構成や手当、町民税額等に変更が生じた場合は、至急幼稚園にご連絡ください。

## 3 申請に必要な書類

(1) 提出書類 申請書「平成30年度 保育料等減免措置に関する調書（幼稚園就園奨励費）」（ピンクの用紙）

(2) 添付書類 下記(1)～(4)に該当する世帯のみ、次の資料を添付してください。

いずれも当てはまらない世帯は、添付書類は必要ありません。

① ひとり親世帯等（世帯区分（3ページ「5 世帯区分・補助金額」参照）が区分2、区分3に該当する世帯のみ）

※ひとり親世帯等とは、「ひとり親世帯」又は「生計を一にする在宅の世帯員に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金のいずれかを受けている人がいる世帯」です。

区分	添付書類
ひとり親世帯の方	戸籍謄本・児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費受給者証の写し
在宅障害児（者）等のいる世帯の方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書・障害年金額改定通知書の写し

② 30年1月1日に府中町に住民登録がない方

区分	添付書類
市町村民税が非課税の方	平成30年度住民税課税台帳記載事項証明書 ※平成30年1月1日の住所地の市区町村で取得してください。
市町村民税が課税されている方	市町村民税の納付方法が給与天引きの方 平成30年度住民税特別徴収税額の通知書の写し（勤務先から配付されます。）又は平成30年度住民税課税台帳記載事項証明書
	市町村民税の納付方法が給与天引き以外の方 平成30年度住民税課税通知書の写し（6月頃市区町村から送付されます）又は平成30年度住民税課税台帳記載事項証明書
海外に在住していたため、市町村民税の証明がない方	平成29年1月～12月の1年間の所得がわかる書類（例：勤務先が発行する給与明細、給与支払証明書等）※和訳文を添付してください。

※所得等の状況を証明する書類は、対象園児と生計を一にする人（父母や父母以外の扶養義務者（以下「父母等」という。））の中で所得のある全員について必要です。

③ 生活保護受給者

区 分	添付書類
生活保護受給者	生活保護受給証明書

④ 園児の兄弟が園児と異なる保育園等に在園等している世帯（世帯区分（3ページ「5 世帯区分・補助金額」参照）が区分4、区分5に該当する世帯のみ）

区 分	添付書類
園児の兄弟が、園児と異なる幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は特別保育、家庭的保育事業等を利用している世帯の方	在所（園・学）証明書
園児の兄弟が、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している世帯の方	都道府県又は市町村で交付される受給者証の写し

4 町民税所得割の確認の仕方

(1) 住民税を会社の給料天引きで納めている方（会社員等）は、「平成30年度 給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の町民税所得割額（下図A）を確認してください。ただし、適用欄に住宅借入金等控除の記載（下図B）がある方は、「 $A + 0.6 \times B$ 」となります。

平成30年度 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）										町民税	
所得	給与収入	主たる給与以外の合算	所得区分	課税標準額	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	先物取引	税額控除前所得割額	④
所得	その他の所得計	所得金額①								税額控除額	⑤
所得	雑損	障・寡・勤								所得割額	⑥
所得	医療費	配偶者特別	扶養親族該区分	本人該区分						税均等割額	⑦
所得	社会保険料	配偶者特別	配老特同老	その年同特他	本県市町	他県市町	特他寡特寡	寡特寡	寡特寡	税額控除前所得割額	④
所得	小規模企業共済	扶 養	控配定老人	少	障障	障障	障障	障障	障障	税額控除額	⑤
所得	生命保険料	基 礎								所得割額	⑥
所得	地震保険料	所得控除合計②								税均等割額	⑦
適用	住宅借入金等控除	B 円								特別徴収税額	⑧
										控除不足額	⑨
										既充当額	⑩
										既納付額	⑪
										差引納付額（⑧-⑩-⑪、0）	
										変更前税額	⑫
										増減額（⑧-⑫）	
										変更月	

(2) 住民税を納付書で納めている方（自営業や年金受給者等）は、「平成30年度町民税・県民税税額決定・納税通知書」の町民税所得割額（右図D）を確認してください。ただし、税額控除等の住宅借入金控除（右図C）に金額の記載がある方はその金額を足して(D+C)ください。

◆注意◆

「平成30年1月1日に、指定都市に住所を有する方は、計算方法が一部異なります。」

今年度から指定都市の個人住民税所得割額の標準税率が、市民税で6%から8%に上がりました。そこで、他の市町村と比べて不均衡が生じないようにするため、幼稚園就園奨励費補助金では、指定都市の新税率移行後も、旧税率により算出した市民税所得割額を用います。なお、該当する方は、上記(1)又は(2)の方法で求めた額に、6/8を掛けた額が旧税率により算出した市民税所得割額の目安となります。

※指定都市…札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、**広島市**、北九州市、福岡市、熊本市

平成30年度分町民税・県民税 算出の基礎		
課税標準額（円）		
算出所得割額（円）		
税額控除等（円）		
所得割額（円）		
均等割額（円）		
区分	町民税	県民税
算出所得割額（円）		
税額控除等（円）		
住宅借入金控除		C
所得割額（円）		D
均等割額（円）		

## 5 世帯区分・補助金額

園児の父母等の町民税所得割額の合計額と世帯構成等により、世帯区分と補助限度額を決定します。

世帯区分		補助限度額（年額）※2		
		兄弟※3を含めて年長者から数えた園児		
		第1子	第2子	第3子
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000円		
2	平成30年度に納付すべき町民税又は町民税の所得割が非課税の世帯	ひとり親世帯等	308,000円	
		ひとり親世帯等以外の世帯	272,000円	308,000円
3	平成30年度町民税所得割額の合計額が、「34,500円+16歳未満の扶養親族※1の数×21,300円+16歳以上19歳未満の扶養親族※1の数×11,100円（算定した額が77,100円未満の場合は77,100円）」以下の世帯	ひとり親世帯等	272,000円	308,000円
		ひとり親世帯等以外の世帯	187,200円	247,000円
4	平成30年度町民税所得割額の合計額が、「171,600円+16歳未満の扶養親族※1の数×19,800円+16歳以上19歳未満の扶養親族※1の数×7,200円（算定した額が211,200円未満の場合は211,200円）」以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
5	上記区分以外の世帯	0円	154,000円	308,000円

※1 世帯区分の判定をする際に用いる扶養親族の年齢は、平成29年12月31日時点の年齢です。

※2 補助金は、補助限度額を限度として、幼稚園の入園料と保育料の合計額を交付します。

※3 兄弟について

世帯区分	条件
1～3	年齢制限はなく、生計を一にする園児の兄又は姉
4～5	小学校1～3年生※4、又は幼稚園等に在園する園児※5の兄又は姉

※4 小学校1～3年生の兄又は姉について

就学免除等により、小学校に就学していない場合や特別支援学校小学部に在籍している場合は、小学校1～3年生とみなします。また、本来の就学年齢が小学校4年生以上であっても、就学免除等により小学校3年生までの学年に在籍する兄又は姉は、小学校1～3年生とみなします。

※5 幼稚園等に在園する園児の兄又は姉について

保育所、幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等を利用する園児です。

## 6 年度途中に入・退園した場合の補助金の算出

途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用します。

ア 平成30年度の入園料が発生している場合

$$\text{補助限度額} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \quad (\text{百円未満を四捨五入})$$

イ 平成30年度の入園料が発生していない場合

$$\text{補助限度額} \times \text{保育料の支払い月数} \div 12 \quad (\text{百円未満を四捨五入})$$

# 7 保育料等減免措置に関する調書の記載例と注意点

様式第3号

太枠内を油性ボールペンで記入してください。  
消せるボールペンや鉛筆は使用しないでください。

## 平成30年度 保育料等減免措置に関する調書 (幼稚園就園奨励費)

ふりがな 園児氏名	ふちゆう じろう 府中 二郎	生年月日	平成 24 年 6 月 7 日生
ふりがな 保護者氏名	ふちゆう たろう 府中 太郎	在園クラス	年長・年中・年少・満3歳
現住所	府中町 ○○○ △丁目 □□番 □□号	日中連絡の取れる 電話番号	(090) 1234 - 5678 (082) 345 - 6789
平成30年1月1日 現在の住所	<input type="checkbox"/> 同上 (記入不要) 都・道・府・県 区・市	平成30年1月1日現在の住所が府中町でない場合は、 前住所の都道府県名及び市区町村名を記入してください。 この場合、添付資料が必要ですので、1ページ3(2)② をご覧ください。	
生活保護世帯の 該当・非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する (※該当する世帯は、	ひとり親世帯等については、1ページ 3(2)①をご覧ください。	
ひとり親世帯等の 該当・非該当	<input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/> 該当する ⇒ ひとり親・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当・障害基礎年金 (※ひとり親世帯等で、世帯区分2・3の世帯は、証明又は手帳の写しの添付が必要です。		

チェックを  
してください。

平成29年1月から12月までの収入の  
有無を記入してください。

氏名	生年月日	園児との続柄	備 収入状況及び兄弟 (認定こども園・特別支援学校等を含む と学年等を記入してください。)	市町村民税
ふちゆう たろう 府中 太郎	大昭平 60・8・14	父	平成29年中(1~12月)の収入 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 幼稚園/小学校 クラス/年生	円 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 被扶養者
ふちゆう はなこ 府中 花子	大昭平 63・6・7	母	平成29年中(1~12月)の収入 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 幼稚園/小学校 クラス/年生	円 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 被扶養者
ふちゆう いちろう 府中 一郎	大昭平 21・12・15	兄	平成29年中(1~12月)の収入 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 府中○○ 幼稚園/小学校 3 クラス/年生	円 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 被扶養者
ふちゆう つばき 府中 つばき	大昭平 27・3・2	妹	平成29年中(1~12月)の収入 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 □□□ 幼稚園/小学校 年少 クラス/年生	円 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 被扶養者
			平成29年中(1~12月)の収入 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 被扶養者

園児本人の記入の必要はありません。  
園児と同じ住所に居住してなくても、生計を一に  
している世帯の方(単身赴任者等)全員を記入してくだ  
さい。  
ただし、同じ住所に居住していても、生計を一にし  
ていない祖父母等の記入の必要はありません。

小学生以下の園児の兄弟の、在園・在学  
先とクラス・学年を記入してください。  
※認定子ども園、特別支援学校等を含み  
ます。

印をお忘れなく。

園児に関する世帯状況及び世帯員の市町村民税課税状況について、府中町が確認することに同意します。  
このことについては、私以外の上記の世帯員の承諾も得ています。

府中町長 佐藤 信治 宛

保護者氏名 府中 太郎



お問い合わせ

〒735-0006 府中町本町一丁目10番15号くすのきプラザ

府中町教育委員会事務局 学校教育課 指導企画係

TEL082-286-3271 (平日 8:30~12:00、13:00~17:15)